

令和3年度 認定薬局等整備事業
(専門性の高い薬局薬剤師の養成推進事業)
実施者公募要領

令和3年7月

厚生労働省

1. 総則

令和3年度認定薬局等整備事業（専門性の高い薬局薬剤師の養成推進事業）実施要綱（令和3年7月12日付薬生発0712第1号）に基づき、事業（以下「本事業」という。）を実施する実施者の公募については、この要領に定めま

す。

2. 提出書類等

(1) 提出書類、部数及び提出方法

書面により、以下のア～カを各1部、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課の

手続担当者へ提出してください（郵送）。
また、ア～カの電子媒体を厚生労働省医薬・生活衛生局総務課の事業内容担当者へ提出してください（メール）。なお、電子媒体のファイル名は各ファイルがア～カのどれに該当するかがわかるようにしてください。

ア 事業応募書

イ 認定薬局等整備事業（専門性の高い薬局薬剤師の養成推進事業）実施計画書（案）

ウ 認定薬局等整備事業（専門性の高い薬局薬剤師の養成推進事業）積算内訳書（案）

エ イの応募者が特定できる部分を黒塗りしたもの

オ ウの応募者が特定できる部分を黒塗りしたもの

※申請者欄だけでなく、事業実施者名や地域名等の応募者を特定可能な情報は全て黒塗りしてください。

カ 法人の場合、法人の概要や経歴、定款（又は規約）、業務方法書など応募法人及びその活動が分かる資料

(2) 提出期限

令和3年8月6日（金）正午 必着

3. 交付予定額

以下の金額を目安に、令和3年度認定薬局等整備事業委託費（専門性の高い薬局薬剤師の養成推進事業）交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき決定された金額を交付します。

3, 800千円

4. 応募事業の審査

本事業の採択については、医薬・生活衛生局総務課において、応募要件に該当する旨を確認した後、当省に設置する令和3年度認定薬局等整備事業（専門性の高い薬局薬剤師の養成推進事業）選定審査委員会（以下「審査委員会」

という。)の意見を聴いて定めた審査基準に基づき、審査委員会が以下の審査手順により、2事業実施者を目安として採択します。

審査は非公開で行い、その経緯は通知いたしません。なお、提出された応募書等の審査資料は、返却いたしませんので御了承ください。

(1) 審査手順

ア 書類審査

審査委員会により、4.(2)の審査項目に基づき書類審査を実施します(提出書類については、2.(1)の提出書類、部数及び提出方法を参照してください)。

イ ヒアリング審査

必要に応じて、審査委員会により、応募者に対してヒアリング審査を実施します。

ウ 最終審査

書類審査及びヒアリング審査における評価を踏まえ、審査委員会において最終審査を実施し、事業を採択します。

(2) 審査項目

以下のア～ウの事項について、総合的に優れている事業を採択します。

ア 応募者

- ・ 学術研究の向上発展への寄与のための活動を行っている法人であるか。
- ・ 主に薬剤師を対象とした活動を行っており、会員数が1,000人以上であるか。
- ・ がん薬物療法に係る専門性の認定に係る活動実績を5年以上有し、かつ、当該認定の要件を広く国民に周知できる方法で公表しているか。
- ・ がん薬物療法に係る専門性の認定を行うに当たり、医療機関における実地研修の修了、学術雑誌への専門性に関する論文の掲載、当該団体が実施する適正な試験の合格等、複数の要件により総合的に専門性を確認しているか。
- ・ 団体において専門性の確認が適切に行われるために十分な体制・能力を有しているか。
- ・ 専門性の認定を定期的に更新する制度を設けているか。
- ・ 専門性の認定を受けた薬剤師の名簿を公表しているか。

イ 応募者の事業の実施体制

- ・ 事業を適正に実施する組織、体制等を有しているか。
- ・ 本事業終了後も、引き続き、認定取得を推進するための取組を実施

する体制を明確かつ具体的に示しているか。

ウ 実施予定の事業内容について

- ・ 事業により、薬局に従事する薬剤師が専門性に関する認定を取得するための取組を促進させるものになっているか。
- ・ 実施予定の事業スケジュールは実現可能なものとなっているか。
- ・ 専門性に関する認定についての課題、今後の方針を明確かつ具体的に示しているか。
- ・ 前年度に「専門性の高い薬局薬剤師の養成推進事業」を実施した事業者については、以下の点に留意して事業を行っているか。
 - ① 専門薬剤師の養成が十分に進んでいない都道府県において、研修実施医療機関の確保等により認定取得希望者が近隣区域で研修を受講できる体制を整備すること。
 - ② その他、前年度事業の実施事項を分析し、がん薬物療法に係る専門性を有する薬剤師の認定制度を促進するために課題を抽出・把握した上で、課題解決のための方策を実施すること。

(3) 審査結果の通知等

審査結果については、審査委員会における最終審査が終了次第、速やかに応募した者に対して通知する予定です。

なお、補助金については、採択の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付されることとなります。

5. 留意事項

- (1) 本事業の事業応募書等の作成にあたっては、別添の交付要綱（案）及び実施要綱を参照してください。
- (2) 積算内訳書（案）について、「備品費」は、賃借が不可能な場合や賃借よりも購入の方が安価な場合等の特段の事情がある場合のみ計上することができます。
また、計上する場合には、個別の品目名を記載してください。
- (3) 事業の一部を再委託する場合には、再委託先の積算内訳を明確にしてください。また積算根拠については事前に確認する場合があるため、可能な範囲で詳細に記載してください。
- (4) 本事業の開始日は基準額通知の発出日以降の実際に事業を開始する日となり、本事務連絡で依頼する事業応募書等の作成のために支出した経費は補助の対象外となるので、留意してください。
- (5) 本事業は、原則精算払いとなるので、留意してください。

6. 応募・審査スケジュール

8月6日（金） 各事業実施者からの提出締め切り

※応募書の提出を予定する場合は、その旨について、7月30日（金）までに事業内容担当宛連絡（電話、メール等）をお願いします。

8月上旬～9月上旬 国において審査

9月中旬 国から基準額通知の発出（内示）

9月下旬 交付申請書の締め切り

10月上旬 交付決定

※上記スケジュールは目安であり、諸般の事情により変更されることがあります。

7. 提出先・照会先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

電話番号（大代表）03-5253-1111

手続担当：高橋（内線 2713）takahashi-hideaki@mhlw.go.jp

事業内容担当：中（内線 2712）naka-yuuichirou.61r@mhlw.go.jp

※問合せ時間は、平日の午前9時30分～午後5時（正午～午後1時を除く）とします。